

事業評価書（事前）

事務事業名		要介護認定の仕組みの検討
事務事業の概要	(1)目的	<p>要介護認定は、介護保険の給付の条件であり、利用者にとっては介護保険制度への最初の接点であることから、同じ状態にある者は同じ要介護度となる客観性の確保が重要である。</p> <p>このため、要介護認定の一次判定について指摘されている痴呆又は在宅の高齢者の要介護度が、実際に要する介護の必要性和相違があるのではないか等の点について検討するため平成12年度に「要介護認定調査検討会」を設置し、その検討結果を踏まえた要介護認定制度を平成15年4月に向けての円滑な導入に資することを目的とする。</p>
	(2)内容	<p>要介護認定ソフトの開発・導入事業</p> <p>平成12年度から13年度に実施した「高齢者介護実態調査」の結果から得られる科学的根拠や自治体における「平成13年度要介護認定モデル事業」の検証結果に基づき、「要介護認定調査検討会」で検討された要介護認定理論を反映したソフトを開発する。</p> <p>また、現行の要介護認定ソフトが稼働している中で本事業で作成されたソフトの導入を行うことから、円滑な移行のための所要の技術支援を行う。</p> <p>要介護認定モデル事業</p> <p>全地方公共団体を対象に平成15年度以降の要介護認定制度への移行による要介護認定事務の運用上の問題点を把握し、必要な基礎資料を得るとともに、上記事業で作成されたソフトに対応した動作環境へ円滑に移行するために、所要の動作環境整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">┆ 予算額(案) ┆ 1,550百万円</p>
	(3)達成目標	<p>国は最近の介護の実態を反映し、自治体の運用上の問題点等を踏まえた要介護認定ソフト作成、全自治体に配布し、それを導入するための技術的支援を行う。</p> <p>全地方公共団体は、ソフト導入するための動作環境を整備し、操作方法を習熟する。</p> <p>よって、最終的には平成15年4月以降の要介護認定ソフトに基づく要介護認定業務への円滑な移行を達成する。</p>
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>要介護認定の一次判定について指摘されている痴呆又は在宅の高齢者の要介護度が、実際に要する介護の必要性和相違があるのではないか等の点を踏まえた介護認定ソフトを開発・導入し、当該ソフトに基づく認定を行うことにより介護保険制度の信頼を確保することに結びつく。また、導入による全地方公共団体における要介護認定事務の混乱を回避する必要がある。</p> <p>〔公益性、官民の役割分担、緊要性の有無〕</p> <p>本事業により、要介護認定の一層の適正化が図られる。また、民間の開発業者がこれまでに蓄積したノウハウを活用しソフト開発を行い、地方公共団体が当該ソフトの運用を行うこととする。さらに、要介護認定については、介護給付を規定することから、平成15年4月からの次期中期財政運営期間に合わせ、平成14年中に当該事業を行う必要がある。</p>
	(2)有効性	<p>〔今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期〕</p> <p>当該事業により要介護認定ソフトを開発・導入し、さらに適切な要介護認定を行うことにより、平成15年4月以降介護保険制度全体の信頼性の確保に資することができる。</p>

(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕</p> <p>要介護認定ソフト開発・導入と要介護認定モデル事業を一体的に行うこと、具体的には、開発したソフトを全市町村での要介護認定業務に携わる市町村職員、認定調査員、介護認定審査会委員の意見等を踏まえながらソフトの修正を行うこと等により、短期間で効率的に円滑導入を行うことができる。</p>
(4)その他 (公平性・優先性など)	<p>〔優先性〕</p> <p>要介護認定は、介護保険給付の可否及び財政全体への影響が非常に大きい(要介護度分布)ことから、制度の信頼性の確保及び財政の適正な運営から、平成15年以降の課題として優先性が高い。</p>
関連事務事業	なし
特記事項	なし
主管課 及び関係課	(主管課)老健局老人保健課